

平成 24 年 4 月 1 日

施行

生涯学習部生涯学習センター

改正 2012 年 4 月 1 日

2016 年 4 月 1 日

第 1 設置

町田市生涯学習センターが実施する事業に関し協議するため、町田市生涯学習センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 役割

協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 生涯学習及び社会教育に係る講座、講演会等の内容及び成果に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 4 人以内
 - (2) 家庭教育支援活動の経験を有する者 1 人
 - (3) 市民のうちから公募したもの 4 人以内
 - (4) 学校教育の関係者 2 人以内
 - (5) 生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者 4 人以内

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4 回を限度とする。

第5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 部会

- 1 協議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、協議会から指示された事項について検討する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長及び部会員は、委員のうちから、会長が協議会に諮って指名する。
- 5 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第8 庶務

協議会の庶務は、生涯学習部生涯学習センターにおいて処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2012年4月1日から施行する。
- 2 まちだ市民大学HATS運営協議会設置要綱（1993年4月1日適用）は、廃止す

る。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。